

標 題：

日本籍以外の船舶のTM69に定め
る新船に対するSOLAS 適用上の
総トン数について

NK テクニカル インフォメーション

No. 43

昭和60年10月22日

関係船主、造船所各位

拝啓 貴社ますます御清栄のこととお喜び申し上げます。

さて、“1969年の船舶トン数測度に関する国際条約 (The International Convention on Tonnage Measurement of Ships, 1969) (以下、“TM69”という) は、1982年7月18日に発効し同日以降キールが据え付けられるTM69加盟国国籍船 (以下、“TM69の新船”という) に適用され、また、TM69の発効に関連し、特定の船舶に対する SOLAS適用上の総トン数について定めた“暫定措置”がIMOで採択されている (IMO決議 A.494 (XII)) ことは御存知の通りです。

弊会は、TM69の新船に対し、その船籍国政府から特別な指示のないかぎり、申請によりこの“暫定措置”を適用し SOLAS適用上、TM69発効前に効力を有していた国内トン数測度規則による総トン数を用いることを認めておりますが、この措置は下記の例外を除き、1985年12月31日後にキールが据え付けられる船舶には適用されなくなりますので、予めお知らせ致します。

下記の船舶には、申請があれば、SOLAS 適用上の総トン数として、この“暫定措置”が適用されますので念のため申し添えます。

- (1) SOLAS 74第IV章第3規則の要件に関して、1994年7月18日前にキールが据え付けられたTM69に定める新船、及び
- (2) TM69発効前に有効であった国内トン数規則による総トン数が1,600トン未満の貨物船で、1985年12月31日後にキールが据え付けられる貨物船にあっては、1994年7月18日までの間、

敬 具